株 主 各 位

証券コード6077
平成28年３月３日

大阪府大阪市北区堂島浜一丁目４番４号
アクア堂島東館
株式会社Ｎ・フィールド
代表取締役社長　野口　和輝

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会日直前の営業時間の終了時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時	平成28年３月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所	大阪市北区天満橋１丁目８番50号 帝国ホテル大阪　３階　孔雀西の間
３．目的事項	
報告事項	第13期（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日） 事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項	
第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	監査等委員以外の取締役13名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案	補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案	監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件
第７号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎紙資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nfield.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日本銀行による金融緩和策などを背景に円安株高が進み、輸出関連企業を中心とした企業収益や設備投資が持ち直し、景気は緩やかながらも回復傾向が見られました。しかしながら一方で、中国をはじめとする新興国の景気減速、中東を中心とした海外政情不安による影響や原油価格の下落等、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社の主要事業である精神科訪問看護事業を取り巻く環境につきましては、精神科病床数を７万床削減することを目標として政府が掲げた「2004年精神保健医療福祉の改革ビジョン」の達成へ向け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を改正（2014年４月施行）する等、精神障害者の医療の確保や退院促進に関する改革が進められており、在宅医療へのシフトが鮮明になっております。また、日本の精神医療においては、「病院から地域」へ医療を移行する「脱施設化」が他国に比べて遅れており、グローバルスタンダードの観点からも在宅医療の促進が必須な状況となっております。

このような環境の中、当社は拠点数拡大を図っており、当事業年度において事業所23拠点、営業所11拠点の新規開設、加えて５営業所の事業所への形態変更を実施し、当事業年度末の拠点数は67事業所、32営業所の計99拠点となり、28都道府県への進出を果たしました。また、引き続き積極的な採用活動による看護師確保、教育プログラムの充実、マネジメント層への研修に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は4,351,594千円（前事業年度比1,327,794千円増 ）、営業利益515,498千円（前事業年度比55,734千円増 ）、経常利益486,543千円（前事業年度比42,688千円増 ）、当期純利益264,329千円（前事業年度比33,002千円増 ）となりました。

【居宅事業部門】

当事業年度における居宅事業部門の売上高の合計は4,351,594千円（前事業年度3,023,800千円）となり、1,327,794千円増加（前事業年度比43.9%増）しました。

内訳として、訪問看護の売上高は、事業所及び営業所の新規開設、又、既存の事業所及び営業所において人員増及び訪問効率が向上したことから着実に実績が上がった結果、4,009,532千円で前事業年度比1,244,803千円の増収となりました。

訪問介護の売上高は、9,309千円で前事業年度比11,624千円の減収となりました。

賃貸事業（住宅支援）の売上高は、仲介業務が堅調に推移したこと及びよりスムーズな退院支援サービスの提供を行うことを目的として購入しました自社物件の賃貸収入等により、332,752千円で前事業年度比94,615千円の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資に該当する事項はございませんでした。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はございませんでした。

(4) 財産及び損益の状況の推移

（単位　千円）

区　分	第10期 自平成24年１月１日 至平成24年12月31日	第11期 自平成25年１月１日 至平成25年12月31日	第12期 自平成26年１月１日 至平成26年12月31日	第13期 （当事業年度） 自平成27年１月１日 至平成27年12月31日
売　上　高	1,128,827	1,887,743	3,023,800	4,351,594
経常利益又は経常損失(△)	△237,385	178,084	443,855	486,543
当期純利益又は当期純損失(△)	△245,007	189,568	231,326	264,329
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	△199,843.24	19.33	17.86	20.06
総　資　産	853,348	1,109,926	2,200,017	2,484,018
純　資　産	28,589	828,628	1,445,563	1,709,892

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
２．当社は平成25年６月17日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
３．当社は平成26年５月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
４．当社は平成26年10月24日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

ａ．人材の確保と社員育成

当社の利用者数の継続的な伸びに加え、47都道府県に拠点を設置するという目的に向け、積極的な事業所及び営業所の開設を実施し事業を拡大している中、看護師の適時適切な採用及び配置が課題となっております。また、当該サービスのクオリティ(看護の質)に対する要求も高まってきているところから、優秀な人材の確保及び人材の育成も重要な課題であると認識しております。

訪問看護業務が初めての看護師や精神科が初めての看護師に対して、訪問看護の経験が長い社員によるOJT(職場内実地研修)の実施及び定期的な管理職へのマネジメント研修を行うなど教育プログラムの充実を図っており、当社事業への理解を含め、更なる個々人のスキルアップを目的とした施策を積極的に行っております。安定した看護師の確保及びクオリティの高いサービス提供を行うことにより、今後更に利用者に安心・信頼が得られる訪問看護が提供できる環境を培ってまいります。

ｂ．内部管理体制の強化

当社は、47都道府県での拠点設置を目指し、新規開設による事業所及び営業所の展開速度を上げ、事業を拡大しております。そのような状況の中においても、安定的に事業を拡大していくためには、社員１人１人の意識向上及び内部管理体制の更なる強化が必要不可欠であると考えております。そのために、内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理をはじめとしたコンプライアンス体制の更なる充実に取り組んでおります。

ｃ．事業展開に伴う課題

居宅事業部門につきましては、当社ブランド「訪問看護ステーション デューン」を展開する訪問看護事業を中心事業としており、加えて、退院支援として住居確保をサポートする住宅支援事業を行っております。また、「人権擁護」「社会復帰」を推進することを資格とする精神保健福祉士を構成メンバーとして、退院前から関わり、地域生活への移行をスムーズにする地域医療連携部を設けており、この３つが相互に連携し、利用者のための最適な訪問看護サービスを提供することを第一義として、事業所及び営業所の展開及び運営を行っております。

近年、社会の医療ニーズの高まりから訪問看護事業は制度の普及が図られ、業界全体として全国の事業所数は急速に増加しております。その中で当社のように精神疾患に特化した対応を行う事業所は、医療業界でも必要であると認識されつつも、まだまだ認知度が低い状況である点が課題となっております。弊社としましては、引き続き医療機関及び行政機関と連携を図りながら、地道な取り組みにより当社事業内容の理解と浸透を図ってまいります。

今後更に当社の事業所及び営業所を順次展開し、各地域に密着した運営を行うことにより、訪問看護在宅医療の認識の向上にも資することができ、更には当社事業の拡大にもつながるものと考えております。

なお、従来より一部介護事業（当社ブランド名「ヘルパーステーション デューン」）を行ってまいりましたが、全国展開に向けて拠点拡大を継続している訪問看護事業に経営資源を集中させるため、介護事業につきましては、平成27年12月末をもって事業を廃止しております。

(6) 主要な事業内容

事　　業	主要な内容
居宅事業部門	(訪問看護) 訪問看護ステーションの運営
	(訪問介護) ヘルパーステーションの運営 （平成27年12月末をもって事業廃止）
	(住宅支援) 不動産賃貸物件紹介 転貸借（サブリース）物件管理 自社物件への入居斡旋

(7) 主要な営業所

名　　称	所　在　地
本社	大阪市北区堂島浜１－４－４ アクア堂島東館４館
訪問看護ステーション　デューン札幌	札幌市白石区菊水八条２－２－13
訪問看護ステーション　デューン盛岡	盛岡市盛岡駅西通１－27－65 Mシティ杜の大橋101号室
訪問看護ステーション　デューン秋田	秋田市中通１－３－39 ダイアパレス中通101号室
訪問看護ステーション　デューン仙台	仙台市若林区南材木町17 メゾン・ルーシャン101号室
訪問看護ステーション　デューン東京	杉並区清水１－８－４ タガミサンビューティビル２階
訪問看護ステーション　デューン新宿	新宿区西新宿８－１－９ シンコービル１階
訪問看護ステーション　デューン練馬	練馬区貫井２－28－４ リスタアビル１階
訪問看護ステーション　デューン大森	大田区大森北５－10－20 サンハイツ松丸104号室
訪問看護ステーション　デューン世田谷	世田谷区太子堂１－４－33 アークビル１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾	葛飾区東新小岩５－２－９ 原ビル１階
訪問看護ステーション　デューン江東	江東区東陽４－８－５ 宿本ビル２階

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン町田	町田市原町田２－２－１ アムール町田202号室
訪問看護ステーション　デューン八王子	八王子市子安町２－２－12 寺島コート１階
訪問看護ステーション　デューン越谷	越谷市越ケ谷１－１－１ 柳沼ビル202号室
訪問看護ステーション　デューン大宮	さいたま市大宮区大成町１－189－１ ＡＤＯ大成ビル201号室
訪問看護ステーション　デューン川越	川越市新宿町１－20－11 佐賀ビル202号室
訪問看護ステーション　デューン富士見	富士見市西みずほ台３－２－11 フローレンスみずほ台１階
訪問看護ステーション　デューン熊谷	熊谷市末広１－24－４ グランデ１階
訪問看護ステーション　デューン千葉	千葉市中央区新宿１－５－13 東光パークハイツ103号室
訪問看護ステーション　デューン船橋	船橋市本町５－８－５ アメニティプラザ104号室
訪問看護ステーション　デューン松戸	松戸市新松戸３－37 サニーハイム新松戸301号室
訪問看護ステーション　デューン横浜	横浜市保土ヶ谷区天王町１－１－13 吉野ビル１階
訪問看護ステーション　デューン川崎	川崎市幸区大宮町24 メゾン柏106号室
訪問看護ステーション　デューン富山	富山市愛宕町２－５－７ アーデルテラス芝園101号室
訪問看護ステーション　デューン福井	福井市日之出１－７－５ ＫＩＭＵＲＡビル２階
訪問看護ステーション　デューン名古屋	名古屋市千種区今池南30－22 クレストビル２階
訪問看護ステーション　デューン熱田	名古屋市熱田区伝馬１－７－６ 第二佐久間ビル２階
訪問看護ステーション　デューン西三河	岡崎市明大寺町字諸神10－10 明大ビル３階
訪問看護ステーション　デューン	大阪市城東区天王田10－30
訪問看護ステーション　デューン東大阪	東大阪市川中２－３ 長谷川ビル202号室
訪問看護ステーション　デューン北大阪	大阪市東淀川区淡路４－20－39 山神ビル２階
訪問看護ステーション　デューン神戸	神戸市中央区相生町４－７－11 福井梅園ビル２階南側

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン尼崎	尼崎市七松町２－１－２ Ｊ＆Ｓ building 101号室
訪問看護ステーション　デューン南大阪	堺市堺区新町３－７ ＳＴＣビル７階
訪問看護ステーション　デューン住之江	大阪市住之江区北島２－５－26 北島コンパクトオフィスＥ号室
訪問看護ステーション　デューン河内長野	河内長野市木戸西町２－１－14 大北店舗２階
訪問看護ステーション　デューン西大阪	大阪市西区新町１－13－９ 秦ビル２階
訪問看護ステーション　デューン京阪	枚方市岡東町17－36 第二村田ビル３階Ｂ号室
訪問看護ステーション　デューン泉佐野	泉佐野市上町３－１－26 辻教育アカデミービル２階
訪問看護ステーション　デューン岸和田	岸和田市宮本町29－15 第２遠籐ビル102号室
訪問看護ステーション　デューン和歌山	和歌山市吉田305－３ グレース吉田102号室
訪問看護ステーション　デューン奈良	奈良市西大寺栄町３－23 サンローゼビル２階２-Ｃ号室
訪問看護ステーション　デューン橿原	橿原市内膳町１－３－10 陽光ビル３階
訪問看護ステーション　デューン京都	京都市伏見区竹田段川原町236 竹田駅前第一ビル403号室
訪問看護ステーション　デューン二条	京都市中京区西ノ京南聖町７－17 南聖町テナント１階
訪問看護ステーション　デューン草津	草津市若竹町10－41 丸十ビル１階
訪問看護ステーション　デューン広島	広島市中区東白島町12－27 室住ビル１階
訪問看護ステーション　デューン呉	呉市中央２－６－10 村上ビルⅡ２－Ｂ号室
訪問看護ステーション　デューン福山	福山市伏見町４－23 ＭＩＯビル２階
訪問看護ステーション　デューン岡山	岡山市北区駅前町２－７－５ 進興ビル２階
訪問看護ステーション　デューン高松	高松市塩上町１－５－７ エトワール・レーベン201号室
訪問看護ステーション　デューン松山	松山市道後町２－12－１ City&Frontビル103号室

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン米子	米子市明治町131 増谷ビル１階
訪問看護ステーション　デューン北九州	北九州市小倉北区馬借１－13－29 村上ビル202号室
訪問看護ステーション　デューン門司	北九州市門司区西海岸１－４－７ 門司港センタービル602号室
訪問看護ステーション　デューン八幡	北九州市八幡東区西本町１－13－６ ＫＭマンション八幡Ⅲ１階
訪問看護ステーション　デューン大分	大分市高城南町９－19 悠高ビル103号室
訪問看護ステーション　デューン福岡	福岡市博多区千代１－21－24 玄徳会館１階
訪問看護ステーション　デューン久留米	久留米市天神町61－１ グランコート天神101号室
訪問看護ステーション　デューン中間	中間市太賀１－１－１ ロイヤルハイツ通谷１階Ｎｏ．４
訪問看護ステーション　デューン太宰府	太宰府市坂本１－３－18 グランシャリオ１階１号室
訪問看護ステーション　デューン佐賀	佐賀市天神１－２－55 益本天神ビル１階西北号室
訪問看護ステーション　デューン宮崎	宮崎市宮田町11－24 黒木ビル201号室
訪問看護ステーション　デューン南宮崎	宮﨑市清武町新町２－８－10 フレッシュ・Ⅰ
訪問看護ステーション　デューン熊本	熊本市中央区水前寺公園５－41 パークサイド水前寺303号室
訪問看護ステーション　デューン南熊本	熊本市南区富合町古閑字959－１ 富合メディカルタウンＡ棟１号室
訪問看護ステーション　デューン鹿児島	鹿児島市武１－28－９ ベレーザ武101号室
訪問看護ステーション　デューン仙台泉営業所	仙台市泉区上谷刈１－１－25 リバーパーク上谷刈102号室
訪問看護ステーション　デューン東京中野営業所	中野区中央４－44－14 エトワールビル中野401号室
訪問看護ステーション　デューン東京杉並営業所	杉並区和泉３－６－１ 彌生堂ビル２階
訪問看護ステーション　デューン新宿豊島営業所	豊島区千早１－15－17 第一上州ビル２階
訪問看護ステーション　デューン新宿文京営業所	文京区本郷５－３－２ 長谷川ビル101号室

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン練馬 板橋営業所	板橋区大和町32－16 ナリタビル１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 足立営業所	足立区中川４－43－25 リムジェールピエス１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 江戸川営業所	江戸川区瑞江２－２－２ 広島ビル２階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 王子営業所	北区王子２－13－６ ムサシビル301号室
訪問看護ステーション　デューン葛飾 荒川営業所	荒川区荒川７－22－６ フロンティアワン３階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 墨田営業所	墨田区緑４－20－17 田栄ビル１階
訪問看護ステーション　デューン葛飾 台東営業所	台東区下谷１－12－22 斎藤ビル１階
訪問看護ステーション　デューン江東 中央営業所	中央区月島３－14－９ 岩﨑ビル202号室
訪問看護ステーション　デューン世田谷 恵比寿営業所	渋谷区東２－26－14 ＮＮＢＬＤＧ１階
訪問看護ステーション　デューン大森 目黒営業所	目黒区目黒本町６－９－20 メゾンイセモトナンバーⅡ　１階
訪問看護ステーション　デューン大森 麻布営業所	港区南麻布１－４－12 第二紅梅ハウス101号室
訪問看護ステーション　デューン大森 品川営業所	品川区大崎４－１－13 五反田フービル１階
訪問看護ステーション　デューン千葉 佐倉出張所	佐倉市王子台４－13－13 サニーコート王子台102号室
訪問看護ステーション　デューン町田 府中営業所	府中市府中町２－10－11 第二清田ビル２階
訪問看護ステーション　デューン町田 立川営業所	立川市曙町１－24－11 橋本ビル３階
訪問看護ステーション　デューン町田 武蔵野営業所	武蔵野市中町１－21－８ イトーピア武蔵野ブランマーク209号室
訪問看護ステーション　デューン名古屋 藤が丘営業所	名古屋市名東区明が丘113 サン季世201号室
訪問看護ステーション　デューン 平野営業所	大阪市平野区喜連２－５－49 籠本平野ビル701号室
訪問看護ステーション　デューン 天王寺営業所	大阪市天王寺区東高津町９－15 ナカモリ第２ビル４階
訪問看護ステーション　デューン北大阪 豊中営業所	豊中市岡上の町４－４－５ 田中ビル２階

名　　称	所　在　地
訪問看護ステーション　デューン北大阪江坂営業所	吹田市広芝町18－12 クインシー江坂１階
訪問看護ステーション　デューン住之江住吉営業所	大阪市住吉区万代東４－３－25 ライオンズマンション住吉万代東102号室
訪問看護ステーション　デューン河内長野　松原営業所	松原市上田４－４－５ Bee Bee Grande202号室
訪問看護ステーション　デューン西大阪浪速営業所	大阪市浪速区敷津西２－８－22 スカイシティ24　101号室
訪問看護ステーション　デューン西大阪福島営業所	大阪市福島区大開３－１－２ 野田パークマンションＢ棟115号室
訪問看護ステーション　デューン南大阪堺営業所	堺市中区深井沢町3324 ＦＵＫＡＩビル２階北側
訪問看護ステーション　デューン鹿児島南鹿児島営業所	鹿児島市谷山中央８－27－11 ＹＳビル１階
ヘルパーステーション　デューン	大阪市城東区天王田10－30
住宅支援部　大阪	枚方市岡東町17－36 第二村田ビル３Ｂ号室
住宅支援部　福岡	福岡市中央区天神２－14－８ 福岡天神センタービル10階
住宅支援部　東京	杉並区清水１－８－４ タガミサンビューティビル２階
住宅支援部　岡山	岡山市北区駅前町２－７－５ 進興ビル２階
住宅支援部　札幌	札幌市白石区菊水八条２－２－13
北海道支店	札幌市白石区菊水八条２－２－13
東京支店	杉並区清水１－８－４ タガミサンビューティビル２階
大阪支店	大阪市城東区天王田10－30
福岡支店	福岡市中央区天神２－14－８ 福岡天神センタービル10階

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
571名	163名増

(注) 1．当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2．従業員数にはパート等93名を含んでおります。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	163,648千円

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　33,500,000株
(2) 発行済株式の総数　　13,175,000株
(3) 株主数　　7,420名
(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数	持　株　比　率
野　口　和　輝	1,394,700株	10.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,343,500株	10.19%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,006,400株	7.63%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	920,000株	6.98%
野村信託銀行株式会社	707,000株	5.36%
株式会社Ｋ．ｍコーポレーション	600,000株	4.55%
株式会社プロパティ	524,000株	3.97%
野　口　美　香	500,000株	3.79%
株式会社Ｋ・カンパニー	500,000株	3.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	433,600株	3.29%

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第２回新株予約権
新株予約権の数	７個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役 当社監査役	 １名 ０名 ０名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　35,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	700,000円
新株予約権の行使期間	平成26年12月15日から 平成34年12月14日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。 ②本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 ③本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。 ④本新株予約権者は、権利行使期間中の各年（１月１日から12月31日までの期間）において新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が、その年において既にした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって発行される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円、または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

（注）　平成25年５月15日開催の取締役会決議により平成25年６月17日付で当社普通株式1株を500株に分割、平成26年４月３日開催の取締役会決議により平成26年５月１日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、平成26年９月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

名　　称	第３回新株予約権
新株予約権の数	270個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役 当社監査役	 ９名 ０名 ０名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　270,000株
新株予約権の発行価額	1個につき6,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	13,700円
新株予約権の行使期間	平成27年４月１日から 平成34年３月31日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。 ②本新株予約権者は、下記（a）及び（b）に掲げる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （a）平成26年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20％ （b）平成27年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80％ ③本新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 ④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

（注）　平成26年４月３日開催の取締役会決議により平成26年５月１日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、平成26年９月25日開催の取締役会決議により平成26年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に記載の株式数は分割後の株式数に換算して記載しております。また、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は付与時の価額を記載しており、行使の価額は前述の分割に応じて調整された価額となります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野口和輝	
代表取締役副社長	古郷優子	居宅事業本部長
代表取締役専務	髙木三愛	管理本部長
取締役	安松大輔	居宅事業本部北海道支店長兼北海道・東北エリア担当
取締役	田中浩一	管理本部総務部管掌兼財務部長
取締役	北村充永	居宅事業本部大阪支店長兼関西Ⅴ・中国エリア担当
取締役	牧　美由里	居宅事業本部東京支店長兼関東Ⅲエリア担当
取締役	植田知恵子	居宅事業本部福岡支店長兼九州Ⅱエリア担当
取締役	向井博之	居宅事業本部関東Ⅴエリア担当
取締役	久保　明	経営企画室長兼レセプト管理部長
取締役	宮﨑和彦	管理本部経理部長
取締役	市川伸二	管理本部総務部長
取締役	谷岡　博	株式会社サンエース　代表取締役会長
取締役	貝阿彌佳則	株式会社エイミックス　代表取締役社長
常勤監査役	平田精作	
監査役	前野　博	前野博税理士事務所　税理士
監査役	大野芳弘	司法書士大野芳弘事務所　司法書士

（注）１．取締役谷岡博氏及び貝阿彌佳則氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役前野博氏及び大野芳弘氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役貝阿彌佳則氏、監査役前野博氏及び大野芳弘氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．監査役前野博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

平成27年３月27日開催の第12期定時株主総会において、北村充永、牧美由里、植田知恵子、向井博之、久保明、宮﨑和彦、市川伸二、貝阿彌佳則の各氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

平成27年３月27日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、又吉弘章氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役との責任限定契約）

会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

（社外監査役との責任限定契約）

会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人　数	報酬等の総額
取　締　役	15名	218,150千円
監　査　役	3名	9,800千円
合　　計	18名	227,950千円

(注) １．取締役、監査役の人数及び報酬等の総額には、当期に退任した１名分を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は４名12,600千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取締役	谷岡　博	株式会社サンエース	代表取締役会長
取締役	貝阿彌佳則	株式会社エイミックス	代表取締役社長
監査役	前野　博	前野博税理士事務所	所長
監査役	大野芳弘	司法書士大野芳弘事務所	所長

(注)　1．株式会社サンエースとの間に不動産賃借等の取引があります。
2．株式会社エイミックスとの間に取引はありません。
3．前野博税理士事務所との間に取引はありません。
4．司法書士大野芳弘事務所との間に取引はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	活　動　状　況
取締役	谷岡　博	取締役谷岡博氏は、社外取締役であり、当事業年度開催の取締役会には21回開催中21回出席し、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	貝阿彌佳則	取締役貝阿彌佳則氏は、社外取締役であり、社外取締役就任後に開催された取締役会16回中16回出席し、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	前野　博	監査役前野博氏は、社外監査役であり、当事業年度開催の取締役会には21回開催中21回出席、監査役会には22回開催中22回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行っております（税理士資格保有）。
監査役	大野芳弘	監査役大野芳弘氏は、社外監査役であり、当事業年度開催の取締役会には21回開催中21回出席、監査役会には22回開催中22回出席し、法務に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行っております（司法書士資格保有）。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出などについて必要な検証を行ったうえで、当該金額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人として相応しくない非行があり、会社の会計監査人であることにつき会社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか当該会計監査人であることによって会社の運営に支障があると判断されるときには、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案する方針であります。

６．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。

②コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から１名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー)」を、各部、各事業所から１名以上の「コンプライアンス担当者」を選任する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会、監査役会へ報告される体制を構築する。

③取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。

④コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役、監査役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。

⑤反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役、監査役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

⑥他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した時は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。

②月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監視を行う。

③企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。

④日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理本部長が監査役と協議し、当該従業員の配置を検討するものとする。また、各監査役が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る従業員に対して、監査役の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を得た上で決定する。

②監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、取締役からの独立性に影響がなく監査役会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

①監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求める。

②監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。
③監査役は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努める。
④取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定める。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
内部通報制度において、通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求に従い円滑に行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。また、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。
また、常勤監査役は、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的に実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	1,423,137	流　動　負　債	587,483
現　金　及　び　預　金	419,688	1年内返済予定の長期借入金	16,704
売　　掛　　金	916,051	リ　ー　ス　債　務	14,940
貯　　蔵　　品	1,823	未　　払　　金	274,291
前　　払　　費　　用	59,120	未　　払　　費　　用	6,586
繰　延　税　金　資　産	16,000	未　払　法　人　税　等	153,763
そ　　の　　他	11,356	前　　受　　金	9,935
貸　倒　引　当　金	△902	預　　り　　金	90,115
		賞　与　引　当　金	12,694
固　定　資　産	1,060,880	そ　　の　　他	8,452
有形固定資産	815,228		
建　　物	392,729	固　定　負　債	186,642
車　両　運　搬　具	1,782	長　期　借　入　金	146,944
工具、器具及び備品	26,345	リ　ー　ス　債　務	13,531
土　　地	370,520	退　職　給　付　引　当　金	26,166
リ　ー　ス　資　産	23,850		
		負　　債　　合　　計	774,125
無形固定資産	89,215	（純　資　産　の　部）	
商　　標　　権	2,949	株　主　資　本	1,707,813
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	48,465	資　　本　　金	729,500
ソフトウェア仮勘定	37,800	資　本　剰　余　金	699,500
		資　本　準　備　金	699,500
投資その他の資産	156,436	利　益　剰　余　金	278,813
従業員に対する長期貸付金	9,640	利　益　準　備　金	200
長　期　前　払　費　用	11,400	その他利益剰余金	278,613
差　入　保　証　金	105,241	繰越利益剰余金	278,613
繰　延　税　金　資　産	8,483	新　株　予　約　権	2,079
そ　　の　　他	21,671		
		純　資　産　合　計	1,709,892
資　　産　　合　　計	2,484,018	負　債　・　純　資　産　合　計	2,484,018

損　益　計　算　書

（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,351,594
売上原価		2,965,403
売上総利益		1,386,191
販売費及び一般管理費		870,692
営業利益		515,498
営業外収益		
受取利息	642	
受取配当金	413	
投資有価証券売却益	2,507	
受取保険金	292	
受取手数料	237	
保険解約返戻金	77	4,170
営業外費用		
支払利息	4,621	
株式公開費用	28,503	33,125
経常利益		486,543
税引前当期純利益		486,543
法人税、住民税及び事業税	226,910	
法人税等調整額	△4,695	222,214
当期純利益		264,329

株主資本等変動計算書

（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成27年１月１日残高	729,500	699,500	699,500	200
事業年度中の変動額				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
平成27年12月31日残高	729,500	699,500	699,500	200

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
平成27年１月１日残高	14,284	14,484	1,443,484	2,079	1,445,563
事業年度中の変動額					
当期純利益	264,329	264,329	264,329		264,329
事業年度中の変動額合計	264,329	264,329	264,329	－	264,329
平成27年12月31日残高	278,613	278,813	1,707,813	2,079	1,709,892

個別注記表

（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　（リース資産を除く）

定額法

(2) 無形固定資産　（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

３　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(２年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4　その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	144,997千円
土地	155,027千円
計	300,024千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	16,704千円
長期借入金	146,944千円
計	163,648千円

2　有形固定資産の減価償却累計額　185,687千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1　当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　13,175,000株

2　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年３月25日開催予定の定時株主総会の決議事項として、普通株式の配当に関する議案を次のとおり提案しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	65,875千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	５円
基準日	平成27年12月31日
効力発生日	平成28年３月28日

3　当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　98,000株

（税効果会計に関する注記）

1　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,443千円
貸倒引当金	259千円
賞与引当金	4,191千円
未払費用	606千円
退職給付引当金	8,429千円
その他	1,137千円
繰延税金資産小計	25,068千円
評価性引当額	△584千円
繰延税金資産合計	24,484千円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%
住民税均等割	10.3%
法人税額の特別控除	△2.6%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.7%

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。また、従業員に対し長期の貸付を行っておりますが、原則給与天引きにするなどによりリスクの回避を行っております。営業債務である未払金等は、１年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で９年10ケ月後であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）をご参照下さい。)。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	419,688	419,688	―
(2) 売掛金	916,051	916,051	―
(3) 従業員に対する長期貸付金	9,640	9,640	―
資産計	1,345,380	1,345,380	―
(1) 未払金	274,291	274,291	―
(2) 未払法人税等	153,763	153,763	―
(3) 預り金	90,115	90,115	―
(4) リース債務（※）	28,472	27,816	△655
(5) 長期借入金（※）	163,648	163,648	―
負債計	710,291	709,635	△655

（※）リース債務及び長期借入金には、１年内に期限の到来する金額を含めております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 従業員に対する長期貸付金

元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるため、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

差入保証金　105,241千円

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府において、賃貸用のワンルームマンション（土地を含む。）を３棟有しております。

２　賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
594,146	472,509

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当事業年度末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づき合理的に調整した金額、建物については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

（関連当事者との取引に関する注記）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（注）1	㈱サンエース	大阪府枚方市	97,500	土地建物の請負業等	―	営業上の取引 役員の兼任	不動産の賃借（注）2	14,877	―	―

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．当社社外取締役谷岡博及びその近親者が議決権の過半数を直接保有しております。
2．建物の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、賃借料金額を決定しております。
なお、本取引は平成27年11月末日をもって終了しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	129円63銭
１株当たり当期純利益金額	20円06銭

（重要な後発事象に関する注記）

自己株式の取得

当社は、平成28年２月８日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	250,000株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	200,000千円（上限）
(4) 取　得　期　間	平成28年２月15日から平成28年４月14日まで
(5) 取　得　方　法	信託方式による市場買付

（注）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び本個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月９日

株式会社Ｎ・フィールド
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺　田　勝　基　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻　内　　章　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Ｎ・フィールドの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成28年２月８日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月12日

株 式 会 社 Ｎ・フィールド　監査役会

常勤監査役　　平　田　精　作　㊞

監　査　役　　前　野　　博　㊞

監　査　役　　大　野　芳　弘　㊞

(注)　監査役前野博、大野芳弘は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の配当につきましては、企業体質の強化に必要な内部留保の確保に努め、安定的な配当の継続を重視するとともに、今後の事業環境を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
　当社普通株式１株につき５円　　総額65,875,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年３月28日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るものであります。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更を行うとともに、経営の効率性を高め権限移譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設等の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該定款の変更にかかる議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線＿＿は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、17名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、22名以内とする。
（新設）	2　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任方法） 第20条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任方法） 第20条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2　（条文省略） 3　（条文省略）	2　（現行どおり） 3　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現行定款	変更案
2　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　代表取締役は取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　代表取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。
2　（条文省略） 3　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2　（現行どおり） 3　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　（現行どおり）
2　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

現行定款	変更案
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任限定契約） 第30条　（新設）	（取締役の責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役及び監査役会の設置） 第31条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第32条　当会社は、監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の選任方法） 第33条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議の方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
（監査役会議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程） 第39条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（削除）
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（削除）
第42条～第44条　（条文省略）	第37条～第39条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（会計監査人の報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第46条～第49条　（条文省略）	第41条～第44条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1　当会社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　第13期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第２項の定めるところによる。

第３号議案　監査等委員以外の取締役13名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては取締役全員（14名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員以外の取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	髙木（たかき）　三愛（みつやす） (昭和43年７月15日生)	昭和62年４月　株式会社たけでん入社 昭和63年２月　松本林業株式会社入社 平成15年11月　株式会社三愛ジャパン設立 代表取締役社長就任 平成22年３月　当社入社 常務取締役就任 平成24年12月　代表取締役専務 管理本部長就任（現任）	20,000株
※ 2	檜垣（ひがき）　慎司（しんじ） (昭和44年４月28日生)	平成４年10月　中央新光監査法人入社 平成８年４月　公認会計士登録 平成11年６月　ロンドン・ビジネス・スクール　経営学修士取得 平成11年８月　フィデリティ投信株式会社入社 平成27年11月　同社退社 平成28年１月　当社入社 常務執行役員就任（現任）	42,000株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	安松（やすまつ）　大輔（だいすけ） （昭和48年９月20日生）	平成14年４月　社会福祉法人天心会小阪病院入職 平成17年８月　当社入社 平成22年３月　居宅事業サービス事業本部部長 平成24年12月　取締役就任 平成24年12月　取締役居宅事業本部関西Ⅰエリア部長 平成25年４月　取締役居宅事業本部北海道担当 平成25年６月　取締役居宅事業本部北海道・東北担当 平成26年９月　取締役居宅事業本部関東西エリア担当 平成26年12月　取締役居宅事業本部北海道支店長兼北海道エリア担当 平成27年２月　取締役居宅事業本部北海道支店長兼北海道・東北エリア担当（現任）	－株
4	牧（まき）　美由里（みゆり） （昭和50年６月19日生）	平成16年４月　学校法人日章学園奄美看護福祉専門学校入社 平成24年４月　当社入社 平成25年９月　居宅事業本部関東エリア部長 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員居宅事業本部関東中央エリア部長 平成26年12月　執行役員居宅事業本部東京支店長兼関東中央エリア部長 平成27年３月　取締役就任 平成27年３月　取締役居宅事業本部東京支店長兼関東Ⅲエリア担当（現任）	－株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	植田（うえだ）　知恵子（ちえこ） (昭和44年８月13日生)	平成22年１月　岸和田市医師会看護専門学校入社 平成23年４月　当社入社 平成26年３月　居宅事業本部関西Ⅱエリア部長 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員居宅事業本部関西南エリア部長 平成26年12月　執行役員居宅事業本部福岡支店長 平成27年２月　執行役員居宅事業本部福岡支店長兼九州南エリア部長 平成27年３月　取締役就任 平成27年３月　取締役居宅事業本部福岡支店長兼九州Ⅱエリア担当（現任）	－株
6	向井（むかい）　博之（ひろゆき） (昭和49年９月27日生)	平成19年４月　独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 平成25年３月　当社入社 平成26年１月　居宅事業本部関東南エリア部長 平成26年３月　執行役員就任 平成26年３月　執行役員居宅事業本部関東南エリア部長 平成27年３月　取締役就任 平成27年３月　取締役居宅事業本部関東Ⅴエリア担当（現任）	－株
7	久保（くぼ）　明（あきら） (昭和44年５月10日生)	平成16年11月　株式会社ＪＣＬバイオアッセイ入社 平成20年６月　同社　取締役就任 平成25年６月　同社　取締役退任 平成25年６月　当社入社 管理本部総務部長 平成25年12月　経営企画室長 平成26年３月　執行役員就任 平成26年３月　執行役員経営企画室長 平成27年３月　取締役就任 平成27年３月　取締役経営企画室長兼レセプト管理部長（現任）	－株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	宮﨑（みやざき）　和彦（かずひこ） (昭和52年10月21日生)	平成14年５月　プロタッグ・パートナーズ税理士法人入社 平成23年７月　当社入社 平成24年１月　管理本部財務経理部長 平成26年３月　執行役員就任 平成26年３月　執行役員管理本部財務経理部長 平成27年３月　取締役就任 平成27年３月　取締役管理本部経理部長（現任）	－株
9	市川（いちかわ）　伸二（しんじ） (昭和54年９月28日生)	平成20年２月　千里ハウジング株式会社入社 平成22年７月　当社入社 平成26年７月　管理本部総務部担当部長 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員管理本部総務部長 平成27年３月　取締役就任 平成27年３月　取締役管理本部総務部長（現任）	－株
※ 10	吉田（よしだ）　秀樹（ひでき） (昭和55年１月29日生)	平成20年９月　独立行政法人国立病院機構菊池病院入職 平成26年３月　当社入社 平成26年12月　居宅事業本部関東東エリア部長 平成27年12月　執行役員就任 平成27年12月　執行役員居宅事業本部九州Ⅲエリア部長（現任）	－株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 11	又吉（またよし）　弘章（ひろあき） (昭和46年11月４日生)	平成９年４月　独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 平成23年４月　同機構　紫香楽病院　入職 平成24年２月　当社入社 平成25年３月　居宅事業本部関西エリア部長 平成25年９月　執行役員就任 平成25年９月　執行役員居宅事業本部本部長補佐 平成26年３月　取締役就任 平成26年３月　取締役居宅事業本部関西・中部・中国エリア担当 平成27年３月　取締役退任 平成27年３月　執行役員就任 平成27年３月　執行役員居宅事業本部（現任）	－株
※ 12	古賀（こが）　直久（なおひさ） (昭和43年11月29日生)	平成14年３月　大幸産業株式会社入社 平成22年12月　当社入社 平成22年12月　不動産事業部部長 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員居宅事業本部住宅支援部長（現任）	－株
※ 13	鈴木（すずき）　智英子（ちえこ） (昭和37年５月20日生)	平成16年８月　アスワン株式会社入社 平成22年２月　当社入社 平成23年５月　執行役員就任 平成23年５月　執行役員総務部長 平成24年８月　取締役就任 平成24年８月　取締役管理本部総務部長 平成25年６月　取締役退任 平成26年８月　執行役員就任 平成26年８月　執行役員内部監査室長（現任）	－株

（注）1. 候補者番号に※印の付いている候補者は、新任候補者となります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 1	平田（ひらた）　精作（せいさく） (昭和15年７月30日生)	昭和38年４月　株式会社山田綜合設計入社 昭和55年９月　同社取締役就任 平成21年７月　同社取締役退任 平成21年７月　当社顧問就任 平成23年１月　監査役就任（現任）	－株
※ 2	前野（まえの）　博（ひろし） (昭和27年６月25日生)	昭和50年４月　大阪国税局入庁 平成11年７月　前野博税理士事務所開設（現任） 平成22年２月　当社社外監査役就任（現任）	－株
※ 3	大野（おおの）　芳弘（よしひろ） (昭和22年５月15日生)	昭和45年４月　有限会社南光商会入社 昭和51年９月　司法書士大野芳弘事務所開設（現任） 平成24年４月　当社社外監査役就任（現任）	－株

（注）1. 候補者番号に※印の付いている候補者は、新任候補者となります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 平田精作、前野博氏及び大野芳弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 前野博氏及び大野芳弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、選任をご承認いただいた場合、改めて東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定する予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由は、以下の通りであります。
(1) 平田精作氏につきましては、直接会社経営の経験もあり、不動産業界における専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
(2) 前野博氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として培われた財務及び会計に関する専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
(3) 大野芳弘氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、司法書士として培われた企業法務に関する専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、平田精作氏、前野博氏及び大野芳弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

補欠監査等委員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西　照司（にし　てるじ） （昭和23年３月10日生）	昭和46年３月　松本林業株式会社入社 平成５年３月　同社管理本部長就任 平成15年３月　同社常務取締役就任 平成25年２月　同社常務取締役退任 平成25年３月　同社顧問就任（現任）	－株

（注）1. 西照司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西照司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西照司氏が監査等委員である取締役に就任される際には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定する予定であります。
4. 西照司氏の選任理由は、以下の通りであります。
西照司氏は、直接会社経営の経験もあり、財務・経理の専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、西照司氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

第６号議案　監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の限度額を廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員以外の取締役の報酬額を年額５億円以内と定めること、並びに各取締役対する具体的金額、支給の時期などは、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬額には、役員賞与等の財産上の利益を含みますが、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は、含まないものといたします。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員以外の取締役13名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員以外の取締役は13名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、年額３千万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル大阪　３階　孔雀西の間
大阪市北区天満橋１丁目８番50号　TEL 大阪（06)6881-1111

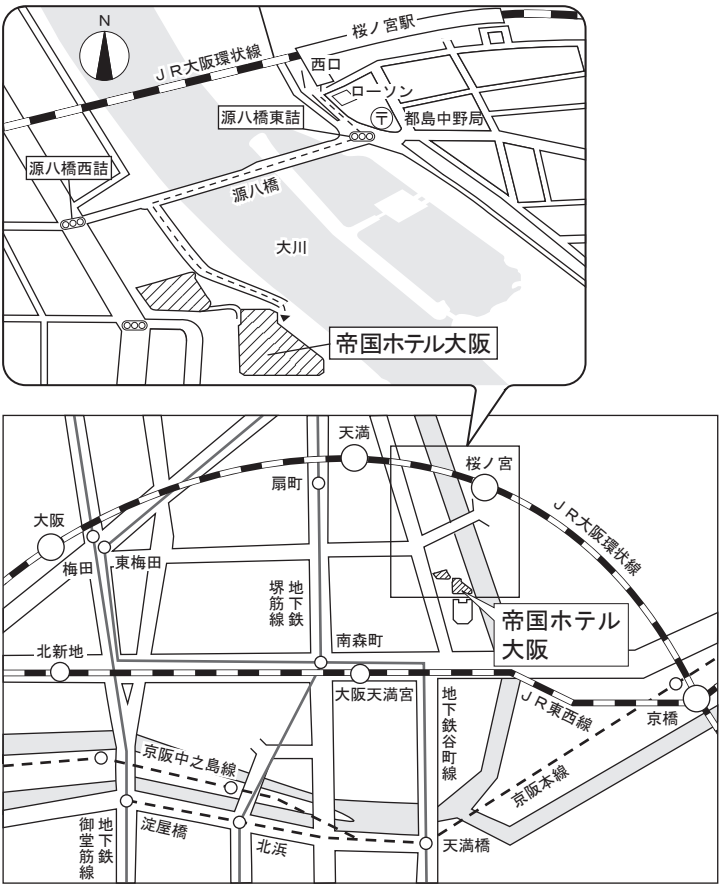

〔交　通〕〇ＪＲ大阪環状線「桜ノ宮駅」西口出口から　徒歩約５分
〇ＪＲ東西線「大阪天満宮駅」１番出口から　徒歩約10分
〇地下鉄堺筋線・谷町線「南森町駅」３番出口から　徒歩約12分
〇地下鉄堺筋線「扇町駅」４番出口から　徒歩約10分
《お願い》勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。